

# 桶川スポーツランドスポーツ安全保険のご案内

保障期間 2018.4.1～2019.3.31

## 桶川スポーツランドスポーツ安全保険とは

走行中の怪我などに対する保障が受けられます！

スポーツ安全保険は、公益財団法人スポーツ安全協会が契約者となり、加入手続を行った5名以上のアマチュアの社会教育関係団体の構成員を被保険者（補償の対象となる方）として、東京海上日動火災保険（株）を幹事会社とする損害保険会社（9社）との間に、「傷害保険（注1）」および「賠償責任保険（注2）」を一括契約した補償制度です。スポーツ安全保険の詳細についてはスポーツ安全保険のサイトをご覧ください。  
★桶川スポーツランドが登録団体となり、桶川スポーツランドをご利用になるお客様を対象にご加入いただいております。  
現時点では未加入でもスポーツ走行できますが、未加入の方には保障が一切ありません。また、特定のレース、イベントでは桶川スポーツランドスポーツ安全保険またはライスポメンバーズ（別紙）の加入が必須となっています。

## 保障できる事故

保険金が支払われない場合などについては次ページをご覧ください。

### ① 傷害保険

急激で偶然な外来の事故により被った傷害による死亡、後遺障害、入院、手術、通院を補償

### ② 賠償責任保険

他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負うことにより被った損害を補償  
※自動車（自動二輪車、原動機付自転車を含む）の所有、使用または管理、狩猟に起因する賠償責任は、補償の対象となりません。

### ③ 突然死葬祭費用保険

突然死（急性心不全、脳内出血などによる死亡）に際し、親族が負担した葬祭費用を補償

## 加入対象

桶川スポーツランドをご利用のすべての方

## 保障期間

2018年度（有効期間：2018年4月1日～2019年3月31日）

## 桶川スポーツランド スポーツ安全保険の保障の範囲

- 桶川スポーツランドフリー走行枠の走行中または場内活動中
- 桶川スポーツランド主催イベントの走行中または場内活動中、事前申込み（予約）が必要なイベント参加時の自宅～桶川スポーツランドまでの往復中
- 桶川スポーツランド内で開催される指定の貸切イベント内での走行中または場内活動中（主催者に要確認）

## 保険掛金と補償額、手数料について

○は桶川スポーツランドで加入できます。■は加入時の手数料込のお支払い金額です。加入申込時にお支払いいただく金額です。期間途中加入でも金額は変わりません。

## 1 加入区分・掛金・補償額

■一般団体の加入区分 | 団体活動を行う4名以上の方で加入ください。

加入対象者	補償対象となる団体活動 学校管理下を除く	加入区分	年間掛金 (1人当たり)	対象範囲	傷害保険金額				賠償責任保険 支払限度額 (免責金額なし)	突然死葬祭費用保険 支払限度額
					死亡	後遺障害 (最高)	入院 15日以内 150万円	通院 15日以内 50万円		
子ども (中学生以下) ※特別支援学校 高等部の生徒 を含む	スポーツ活動 文化活動 ボランティア活動 地域活動	AW	800円	団体活動中 とその往復中	2,000万円	3,000万円	4,000万円	1,500万円	対人・対物賠償 合算1事故 (ただし、対人賠償は1人1億円)	突然死 (急性心不全 脳内出血など) 葬祭費用 180万円
	上記団体活動に加え、個人活動も対象 AW区分の特典 個人活動・個人練習なども補償の対象となります。	AW	1,450円	上記以外	2,100万円	3,150万円	5,000万円	2,000万円	対人・対物賠償 合算1事故 (ただし、対人賠償は1人1億500万円)	対象外
大人 (高校生以上)	スポーツ活動 スポーツ活動の指導・審判 64歳以下 65歳以上	B C	1,850円	団体活動中 とその往復中	2,000万円	3,000万円	4,000万円	1,500万円	対人・対物賠償 合算1事故 (ただし、対人賠償は1人1億円)	突然死 (急性心不全 脳内出血など) 葬祭費用 180万円
	文化活動 ボランティア活動 地域活動 準備・片付け・応援・団体の送迎	A2	1,200円	団体活動中 とその往復中	600万円	900万円	1,800万円	1,000万円	対人・対物賠償 合算1事故 (ただし、対人賠償は1人1億円)	突然死 (急性心不全 脳内出血など) 葬祭費用 180万円
	「ダンス・踊り」、「ウォーキング等の野外活動」はスポーツ活動となります。 ボランティア、地域活動または「団体活動の支援」であっても、スポーツ活動（指導・審判を含む）を行う場合は補償の対象となりません。C区分またはB区分でご加入ください。	A2	1,300円	団体活動中 とその往復中	2,000万円	3,000万円	4,000万円	1,500万円	対人・対物賠償 合算1事故 (ただし、対人賠償は1人1億円)	突然死 (急性心不全 脳内出血など) 葬祭費用 180万円

※表はスポーツ安全保険のサイトから抜粋

## 桶川スポーツランドスポーツ安全保険 加入方法

WEB 加入はこちらから  
<https://okspo.jp/insurance/>



【1】申請用紙に記入し、加入料と共に桶川スポーツランドに申し込みます。現金書留、WEBからも申し込みます。申込時には「**申請用紙**」「**加入料**」「**印鑑**」**未成年の方は「保護者の署名捺印」が必要**です。顔写真のの撮影があります。WEB申し込みについては桶川スポーツランド HP をご覧ください。※WEB 申込みの加入料はカード払いとなります。

【2】写真入りのカードを発行します。カードは**最短で当日お渡し〜3 日以内発行、原則手渡し**となります。WEB で申し込んだ方は**次回走行時**にカードをお渡しします。スタッフにお声がけください。

申込み～  
保障開始  
までの  
タイミング

sun	mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat
1 申込	2 申請	3 保障開始	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14 申込 申請
15	16 保障開始	17 申込 申請	18 保障開始	19	20	21
22	23	24	25	26 申込	27 申請	28 保障開始
29 イベント	30	31				

- いずれも桶川スポーツランドの事務局が最短で申請をした場合の例です。
- イベントの数日前などの繁忙日は若干遅れる場合があるので、余裕を持って申し込んで下さい。
- 申請手続きはシステムの都合上 & 桶川スポーツランド営業時間上、9:00-17:00 に限ります。
- 17:00 以降のお申込みは翌日受け取り扱いになります。
- 日曜日のイベントに参加するために保険加入したい場合は 2 日前の木曜の夜までに申し込んで下さい。金曜ですと確実性がありません。(※木～土に祝日を挟まない場合)
- 日祝日・年末年始 (12/31 ~ 1/4) に申込手続きをした場合は休み明けの平日に申込手続きをした扱いになります。
- サーキットが休業日の場合は営業開始日以降順次お手続きとなります。

**例えは...** 日曜のイベントに参加するための保険に加入したい場合は 2 日前の木曜の夜までに保険申請すれば間に合います。(金曜申込だと確実性がありません) ※木、金、土に祝日を挟まない場合。

## 保障対象

※ライディングスポーツメンバースについては別紙の説明文をお読みください

### ①傷害保険

被保険者が日本国内において団体での活動中および往復中に、急激で偶然な外来の事故により被った傷害（熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒を含む。）による死亡、後遺障害、入院、手術、通院が補償されます。ただし、熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒を除きます。詳しくはスポーツ安全保険のサイト「傷害保険」の項目をご覧ください。

### ②倍賞責任保険

被保険者が日本国内で行う団体の活動中および往復中、もしくは団体活動を行うために被保険者が所有・使用・管理する動産に起因して、他人にケガをさせたり、他人の者を壊したことによって、法律上の損害賠償責任を負った場合に対象となります。★自動車、二輪車、原動機付自転車の所有、使用または管理に起因する事故は倍賞責任保険を使用できません。詳しくはスポーツ安全保険のサイト「倍賞責任保険」の項目をご覧ください。

### ③突然死総裁費用保険

被保険者が日本国内での保険期間中の団体活動中および往復中により突然死※した場合で、被保険者の親族が葬祭費用を負担したときに対象となります。※突然死とは、急性心不全等の心・血管疾患や肺血栓塞栓症等の呼吸器疾患、脳内出血等の脳血管疾患等を死因とし、下記のいずれかに該当する死亡をいいます。○団体の活動中および往復中の死亡 ○団体の活動中および往復中に顕著な体調変化が確認され、そのときから 24 時間以内の死亡。ただし、その顕著な体調変化に関係がある死亡に限ります。詳しくはスポーツ安全保険のサイト「突然死総裁費用保険」の項目をご覧ください。

## 保険金が支払われない主な場合（傷害保険）

詳しくはスポーツ安全保険のサイト「傷害保険」の項目をご覧ください。 ※項目内でサーキット走行に関係のないものはここでは省いております。

1. 被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失
2. 被保険者の自殺行為、犯罪行為、無資格運転、酒酔い運転
3. 被保険者の脳疾患、疾病（心臓疾患を含む。）、心神喪失
4. 被保険者の妊娠、出産、流産、外科的手術その他の医療処置（保険金の支払対象となる傷害を治療する場合を除く。）
5. 地震、噴火、津波、戦争その他の変乱（テロ行為によるケガは対象となります。）、放射能汚染など
6. むちうち症、腰痛などで、医学的他覚所見のないもの
7. 学校、保育所の管理下の活動中に生じた傷害（ただし、大学、専修学校、各種学校の学生、生徒が行うクラブ活動中に生じた傷害に対しては支払われます。）
10. 次のものは傷害には含まれず、保険金が支払われません。
  - ・急性心不全、脳内出血などの突然死（突然死葬祭費用保険の対象となります。）
  - ・野球肩、野球肘、テニス肘、疲労骨折、関節ねずみ、タナ障害、オスグット病、椎間板ヘルニア、靴ずれ、その他急激・偶然・外来の要件を満たさないスポーツ特有の障害
  - ・成長痛、加齢に伴うもの（変形性膝関節症、変形性腰椎症、腰椎分離症など） など
  - ・日本国外での事故および保険期間外に発生した事故

※その他「突然死総裁費用保険」「損害賠償保険」の“保険金が支払われない場合”に関してはスポーツ安全保険のサイトをご覧ください。

スポーツ安全保険

## 保険請求の流れ

保険請求は事故後 1 年以内にお願います。制度上の保険請求権は 3 年ですが資料の保管期間を 1 年とさせていただきますので、速やかにお手続きをお願いします。

### 事故当日

桶川スポーツランド事務局が医務室で手当を受け、後日使用する事故報告書と返信用封筒を受け取ります。

### 報告書の提出

事故報告書に必要な事項を記入し桶川スポーツランドに提出（郵送など）します。書類は確認後スポーツ安全協会に提出されます。

### 保険請求書類が届きます

スポーツ安全協会からお客様に保険請求書類が届きます。書類記入後桶川スポーツランドに送ってください。（返信用封筒をご利用ください）

### 保険金のお支払い

送って頂いた書類に不備がないか確認し手続きを行ないます。お客様指定の口座に保険金が振り込まれます。

後遺障害保険金、手術保険金の支払いがある場合・支払う保険金額が 10 万円を超える場合以外は基本的に医療機関診断書は必要ありません。診断書が必要な場合でも診断書作成料は保障されません。倍賞責任保険使用の場合の示談代行は行いません。